

公益財団法人佐藤奨学会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人佐藤奨学会の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤の役員に対する退職手当は、支給しない。
- 5 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬額の決定)

- 第4条 この法人の常勤役員の報酬月額を別表第1「常勤役員の報酬月額」とおとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は、別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内とし、各々の監事の報酬額は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 4 常勤の役員に対する役員賞与の総額は別表第3「常勤役員賞与」とおとし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。
- 5 各評議員の報酬等は、定款第13条に定める金額の範囲内において別表第4に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。ただし、その日が土、日、国民の祝祭日の場合は、その前日の営業日に支払うものとする。非常勤役員及び評議員にあつては、理事会、評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第7条 常勤の役員には、その通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

(費用)

- 第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、公益財団法人佐藤奨学会設立登記の日（平成23年9月1日）から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

- ・ 理事長 80万円までの範囲内
- ・ 常務理事 70万円までの範囲内
- ・ 監事 70万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会等出席の都度、謝金として一人一律5,000円を支給する。

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の月額報酬×3以内を年間の賞与とし、6月と12月に等分したものをそれぞれの月の15日までに支払うものとする。支払い方法については、第6条に準ずるものとする。

別表第4 評議員の報酬

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律5,000円を支給する。